

農林水産業の 成長産業化に向けて

農山漁村・
土地改良は未来への礎

令和4年度予算、
土地改良法一部改正法案が成立
令和4年度当初予算が3月22日に、土地改良法
一部改正法案が3月30日に可決成立しました。

2/16 衆議院予算委員会第6分科会で土地改良予算の確保について答弁

ウィズコロナ下で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく改革を着実に実行し、農林水産業の成長産業化等を図るための総額2兆2777億円の農林水産関係予算が成立しました。

私も農林水産大臣政務官として予算の早期成立に向け、衆議院予算委員会で農林水産大臣政務官として答弁等を行って参りました。

また、頻発化・激甚化する災害に対応するため事業参加資格者の同意、費用負担を求めない防災事業の拡充、費用負担を求めない農地中間管理事業の拡充、小規模な基盤整備を支援するための土地改良事業団体連合会の業務内容の見直し、小規模な土地改良区の組織変更制度の創設等を内容とする「土地改良法一部改正法案」（※詳細は裏面参照）も可決成立しました。これから実際の運用となりますが、皆様方のご意見を聞きながら事業の円滑な推進に向け努力して参ります。

ご意見等ありましたら国会事務所で連絡ください。

農林水産業、農山漁村の振興・発展に向けて 農林水産大臣政務官として様々な公務を行っています



3/9 世界かんがい施設遺産に認定された大分県宇佐市の皆様の表敬を受けました



1/19 日本地理的表示協議会設立総会で政務官として出席し挨拶



新年賀詞交歓会 政務官として様々な農林水産関係団体の賀詞交歓会で挨拶させて頂きました



2/8 熊本県産アサリの偽装問題に関し熊本県知事から要請を受けました



水田活用の直接支払交付金の見直しについて、各地に伺い農業関係団体の皆様と意見交換を行いました



3/10 国連食糧農業機関（FAO）アジア太平洋地域会議でWEBで挨拶を行いました



衆議院農林水産委員会、予算委員会分科会で政務官として答弁しました



2/24 デジタル田園都市国家構想実現会議にWEBで参加しました

国会よもやま話

国会議事堂は石の博物館

国会議事堂は国産品を使用する方針のもと建築されたため、全国各地の石材が数多く使用されています。

外壁は山口県産の徳山石、広島県産の尾立石等が使用されています。また、内装の柱や壁には30種類以上の大理石や蛇紋岩、珊瑚石灰岩等が使用されています。特に精緻なのが中央広間と御休所前広間の床面のモザイクです。160万個（中央広間100万個、御休所前60万個）を組み合わせて唐草模様が描かれています。

御休所暖炉の静岡県産紅葉石、皇族室暖炉の北九州産金華、中央階段の徳島県産時鳥、茨城県産茨城白と紹介すれば足りませんが、各所に全国各地の石材が使用されています。化石も見ることが出来ます。国会見学に来られた際は注意して探してみてください。

宮崎雅夫の 東奔西走 全国各地に伺い 皆さんと意見交換



全国各地で開催された新年互礼会で関係団体の皆様に挨拶



静岡県下で土地改良区の皆様と意見交換



愛媛県下で土地改良区の皆様と意見交換



岐阜県下で森林組合の皆様と意見交換



岡山県下で土地改良関係者と意見交換



兵庫ため池保全県民運動で挨拶



滋賀県下のアグリステーションを視察



1階は徳山石、2階以上は尾立石 中央玄関広間と中央階段

宮崎雅夫通信・メルマガ等の申込みは、HP又は国会事務所まで

参議院議員 宮崎雅夫 国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 610 号室

電話：03-6550-0610 Fax：03-6551-0610

Mail：masao_miyazaki01@sangiin.go.jp

宮崎雅夫 検索Q ●ホームページ：https://miyazaki-noson.jp/

●Facebook：https://www.facebook.com/miyazakinosen/

●LINE：http://nav.cx/nSLukr

新たな水産基本計画、漁港漁場 整備長期計画が決定

3月25日、新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画が閣議決定されました。

水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、新たな水産基本計画では、一、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、二、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、三、地域を支える漁村の活性化の推進、の3本の柱を中心に施策を展開することとしています。

また、新たな漁港漁場整備長期計画では、一、産地の生産力強

化と輸出促進による水産業の成長産業化、二、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、三、「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上を柱に漁港、漁場、漁村の総合的な整備を推進することとしています。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少等厳しいものがありますが、水産日本の復活に向け努力して参ります。



農水省 漁業取締本部会合に出席

特殊土壌地帯災害防除及び 振興臨時措置法一部改正法案が成立

台風の襲来や、近年の短時間強雨の発生頻度等が増加していることから、特殊土壌（シラス等）に覆われているため農業生産力が低い地帯における適切な災害防除と農地改良対策を実施するため、特土法の有効期限を5年延長し令和9年3月31日までとする法案が3月30日に成立しました。

参議院議員（全国比例）
宮崎まさお LINE公式アカウント



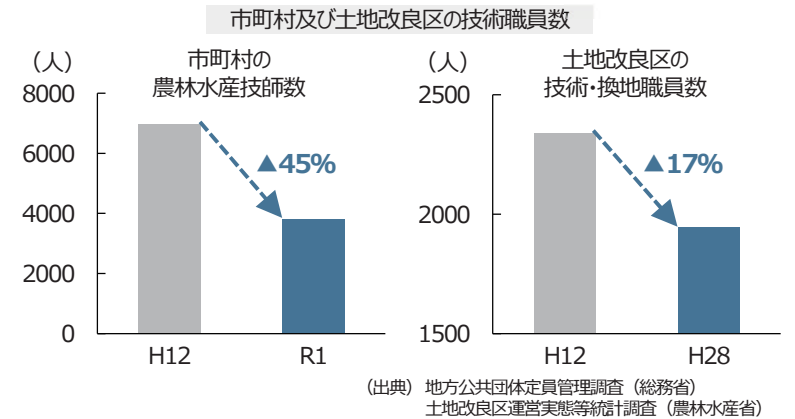
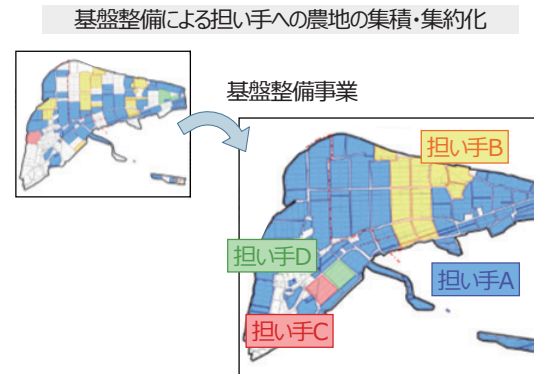
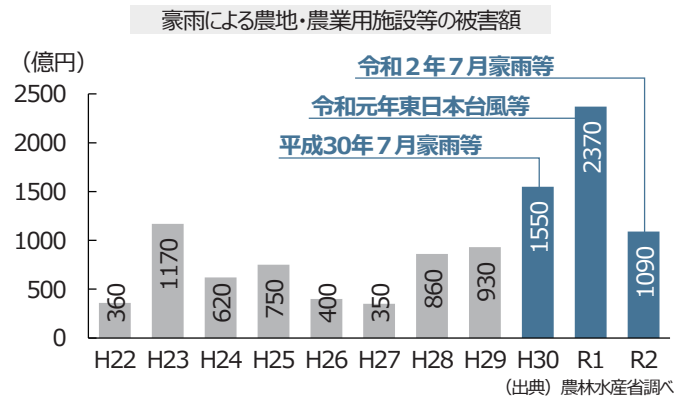
友だち追加をお願いします

土地改良法の一部を改正する法律のポイント



- 自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、担い手への農用地の集積・集約化を加速させるため、ため池等の農業水利施設の豪雨対策に係る手続の迅速化、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる。

- 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、国又は地方公共団体の判断により、豪雨対策を迅速に実施する必要。
- 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、担い手が借り受けやすい生産条件の農地整備が必要。
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員の減少を踏まえ、土地改良事業団体連合会による支援体制の強化が必要。
- 小規模な土地改良区が、施設の適正な管理を維持しつつ、地域の実情に応じた持続的な管理体制へ円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要。



(1) 急施の防災事業の拡充

〔第87条の4及び第96条の4関係〕

国又は地方公共団体は、脆弱性評価の結果、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を急速に行う必要があると判断した場合には、現行の地震対策と同様に、**農業者からの申請、同意及び費用負担を求めずに豪雨対策を実施できる**こととする。

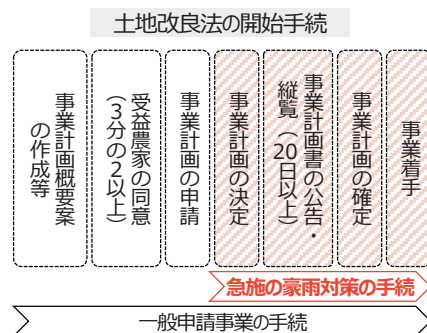
現行制度

- 土地改良事業の実施は、
- 農業者からの申請により実施
- 農業者の同意が必要
- 農業者の一定の費用負担

改正後

- 急施の防災事業として、
- 国又は地方公共団体の判断により実施※1
- 農業者の同意は原則不要※2
- 農業者の費用負担は原則なし※2

※1 施設の本来の機能を維持することを目的とし、農業者の権利又は利益を侵害するおそれがないものに限る
※2 費用負担を求める場合には、改めて農業者の同意が必要



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

〔第87条の3及び第88条関係〕

農地中間管理機構が貸借権等取得した一定のまとまりのある農用地を対象に、都道府県が、農業者の費用負担を求めずに**区画整理及び農用地造成を行う現行の事業を拡充し、農業用排水施設、農業用道路等の整備を実施**できることとする。

現行制度

- 農地中間管理機構関連事業の対象は、区画整理・農用地造成のみ
- 機構関連事業の対象外の農業用排水路、農道等の整備は、申請、同意及び費用負担が必要で別事業で実施

改正後

- 農地中間管理機構関連事業において、農業用排水施設、農業用道路等の整備も、**農業者の申請、同意及び費用負担なく事業実施**



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

① 第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係
② 第111条の9関係

土地改良事業団体連合会（全国連合会及び都道府県連合会）が行うことができる事業に、次の事業を追加する。

- ① 全国連合会について、**会員（都道府県連合会の会員を含む）が行う土地改良施設の適正な管理に必要な資金の交付**
- ② 全国連合会又は都道府県連合会について、**会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事**

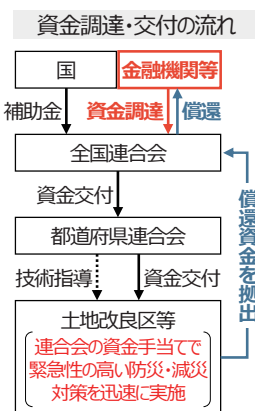
現行制度

- 連合会の事業として、「技術的な指導その他の援助」が規定されているが、会員が行う工事そのものを受託して実施することや、整備補修に必要な資金の確保・交付を行えることが明確ではない

改正後

- 市町村や土地改良区が機動的に整備補修を行えるよう、全国連合会の事業に、「**会員が施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付**」を追加。また、全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて**借入金の借入れ及び債券の発行※**ができることとする
- 全国連合会及び都道府県連合会の事業に、「**会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事**」を追加

※ 財政融資資金からの借入れを予定。また、財投機関の要件として、債券発行規定を設ける。



(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

〔第76条から第76条の16まで関係〕

解散を予定している土地改良区が、適正な施設の維持管理等の条件のもと、**一般社団法人又は認可地縁団体※に組織変更ができる**仕組みを創設する。

※ 地方自治法に規定される地縁に基づいて形成された団体（自治会等）で、市の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能

現行制度

- 土地改良区以外の法人に移行する場合、土地改良法に基づき**土地改良区を解散したのち、改めて別法に基づき新法人の設立手続を行う必要がある**

改正後

- 解散を予定している土地改良区※1,2が作成する**組織変更計画を都道府県知事が認可**することで、一般社団法人又は認可地縁団体への**組織変更の手続がワンストップで完了**

※1 基幹的な土地改良施設を管理する土地改良区、土地改良施設の管理以外の事業（建設事業、負担金の償還等）を行う土地改良区を除く
※2 認可地縁団体への組織変更は、※1に加え、その地区が市町村の区域を超えない土地改良区に限る

